

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 1 月 30 日作成)

[所管 : こども支援課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市子育て支援センタ 一条例	第 6 条	使用承認の取消し等	A
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		使用承認の取消し等
根拠法令及び条項		豊中市立子育て支援センター条例第 6 条
所管部課（室）係名		こども未来部こども支援課子育て支援係
処 分 基 準	関係条項	豊中市立子育て支援センター条例第 6 条
	基 準	第 6 条 市長は，センターの施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは，使用の条件を変更し，又は使用承認を取り消すことができる。 (1) 使用承認の条件に違反したとき。 (2) この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し，又はこれらに基づく指示に従わないとき。 (3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 (4) 暴力団の利益になり，又はなるおそれがある使用をするとき。 (5) 管理上支障があるとき。
	参考事項	
備考		